

株式会社マザーズ

虐待防止についての運営指針

1. 基本方針

株式会社マザーズでは障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して福祉の増進に努めます。施設内における虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

2. 虐待防止委員会の設置

虐待発生防止に努める観点から、「虐待・拘束防止委員会」（以下「委員会」という。）を組成します。なお、本委員会の統括責任者は施設長（管理者）とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者・委員長（以下担当者）を定めます。

○委員会は、必要な都度担当者が招集します。（3ヶ月に1回程度）

○委員会の委員は、各事業所より最低1名とします。

○虐待防止委員会は、身体拘束委員会と兼任するものとします。

○委員会の議題は、次のような内容について協議するものとします。

- ・虐待の防止のための指針及び対応マニュアルの整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・身体拘束についての現状報告、経過等に関すること など

○虐待防止委員会会議での決定事項、検討事項を研修内にて職員に周知徹底することとします。

3. 虐待防止に関する責務等

（1）虐待防止に関する統括は責任者が行い責任者は施設長（管理者）とする。

（2）虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。

また、責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4. 虐待の防止のための職員研修

○職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待の防止を徹底します。

○具体的には、次のプログラムなどを実施します。

- ・虐待防止法の基本的な考え方の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策
- ・虐待防止につなげるための、職員の支援に対する姿勢や技術向上につながる研修
- ・身体拘束に関する研修 など

○実施は、1か月に1回程度回行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

○研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙面または電磁的記録等により保存します。

5. 虐待又はその疑い(以下、「虐待等」という。)が発生した場合の対応方針

○虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

○また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

○職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、統括責任者に相談します。

○担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、統括責任者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

○事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

○上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

○事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

○施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

○必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(附則) この指針は、令和4年1月1日より施行する

[illegible]

写真・動画等の取り扱いとガイドライン

これまで、株式会社マザーズ内での写真や動画についての明確なガイドラインを定めていませんでした。今回の一連の出来事を踏まえ、以下の様に明確なガイドラインの作成をしました。

●撮影の目的として…

- ・ブログ、ノート写真、お誕生日カードに使用
- ・取り組みの中での成長の成果を子どもや家族の共有
- ・自宅に帰ってから今日の活動を保護者に自分で報告できにくい子どもと保護者の会話のきっかけになるようなツールとしての使用
- ・ケガや病気等の子どもの症状の様子や確認などの緊急を要する報告のための撮影

※上記以外での目的の撮影をしない事を徹底します。

●撮影方法について

- ・基本、会社専用の一眼レフ・ミラーレス等のカメラを使用し撮影をする
- ・スタッフ個人のスマートフォンの使用は基本的には行わないが、子ども同士のやりとりや保護者に引継ぎ時に伝えたい事柄があった場合は動画や写真撮影を許可する

●写真の管理方法について

【一眼レフ、ミラーレスカメラでの撮影写真】

カメラの SD カードから外付け HDD へ移動
↓
移動した時点で、SD カードから写真を削除
↓
外付け HDD を管理者に預け、管理をする

【スマートフォンでの撮影写真】

撮影者のスマートフォンから外付け HDD へ移動
↓
移動した時点で、スマートフォンから写真を削除
↓
外付け HDD を管理者に預け、管理をする

※送迎スタッフは送迎前に写真移動を完了しておく

●スタッフ個人のスマートフォンでの写真や動画の取り扱いについて

- ・上記の目的で必要に応じて撮影したものをハードディスクに移動する、保護者に見せる、送る以外の目的に使用をせず、目的を果たしたらその日のうちに必ず削除します

以上のガイドラインを踏まえ、厳重に個人情報を取り扱います。

株式会社マザーズ

身体拘束適正化にむけての指針

緊急をやむを得ない場合の身体拘束についての指針・手順書

【身体拘束等適正化のための指針・重要事項】

当事業所では、児童虐待防止法に基づき、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育や支援の実施に努める。また身体拘束委員会を設置し、従業者に対し適正化のための研修等を実施する。（虐待防止委員会と併用）

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急をやむおえない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

※また、やむを得ず身体拘束を行う場合、以下の要素を満たしていることを前提とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①切迫性… 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと②非代替性… 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替性がないこと③一時性… 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること |
|---|

【身体的拘束発生時の報告・対応に関する基本方針】

①活動報告書への記載→身体拘束の欄への記載（状況がイメージしやすい記載）

※個別支援計画に基づいた支援であること

→身体拘束報告書への記載を前提とする

- ・日付、時間や態様及び利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由の記載

②職員間・保護者との共有・連絡

③身体拘束委員会（虐待防止委員会）をはじめ、支援員で共有し検討会議を行う

- ・必要な身体拘束だったのか…
- ・未然に対策はできなかったのか… 等

→身体拘束を行わない、またはなくしていくための方法を模索する

④経過観察・再検討を行う

上記の手順をもって対応を行う。

【必要準備書類として】

- ①個別支援計画への身体拘束に関する記載
- ②身体拘束同意書
- ③活動報告書への身体拘束欄の作成
- ④経過観察・再検討記録
- ⑤身体拘束報告書

※③④についてはセットで保管

【身体拘束委員会・その他】

- 身体拘束の適正化のために身体拘束適正化委員会の設置（虐待防止委員会が併用して担当）
- 身体拘束適正化委員会が主となり、身体拘束についての研修を従業員に対して行う（虐待防止委員会の研修に取り入れ開催）

(附則) この指針は、令和４年１月１日より施行する

[illegible]

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

[illegible]

身体拘束に関する同意書

様

あなたの状態が下記に記した①・②・③をすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法・時間において最小限の身体拘束を行います。ただし、身体拘束を解除することを目標に鋭意検討を行うことをお約束いたします。

- ① 切迫性：利用者本人又は、他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護、看護方法がない
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による、拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び期間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

株式会社マーズ 放課後等デイサービス ひなた
代表取締役 山内 正美

上記の件について説明を受け、同意いたしました。

令和 年 月 日

氏名： 印

(代理人) 氏名： 印

[illegible]